

岐阜県県有施設の在り方に関する有識者会議 設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県が保有する施設の在り方について、専門的見地から幅広く意見を聴取するため、「岐阜県県有施設の在り方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 県有施設の在り方に関する事項
- (2) その他県有施設に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員は、県有施設の在り方に関し、優れた知見、専門的知識又は経験を有するもののうちから、岐阜県が選任する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(組織)

第4条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会議には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議の進行を行う。
- 4 座長は、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(招集等)

第5条 会議は、岐阜県総務部管財課長（以下「管財課長」という。）が招集する。

- 2 管財課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 管財課長は、緊急その他やむを得ない理由により会議を招集することができない場合には、会議の開催に代えて、委員に対し書面等により個別に意見を求めることができる。

(会議等の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

- 2 会議資料は原則として非公開とする。ただし、自由闊達な意見交換に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、座長が会議に諮り、その全部又は一部を公開することができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、岐阜県総務部管財課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、管財課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

<別表>
(委員名簿)

氏名	職業等	備考
今井 通陽	一級建築士	
加藤 義人	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター特任アドバイザー 岐阜大学客員教授	
齊藤 由里恵	中京大学経済学部 教授	
滝 文謙	公認会計士	
室 剛朗	株式会社価値総合研究所 不動産投資調査事業部長	

(50 音順、敬称略)